

令和8年度

いじめ防止基本方針



岡崎市立恵田小学校

岡崎市立恵田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- (1)いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての児童に関わる問題である。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。
- (2)いじめの防止等のための対策は、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが児童の心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行う。
- (3)いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- (4)学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義について

「いじめ」とは、児童に対して、その児童と同じ学校に在籍していて、その児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(いじめ・長期欠席対策委員会)を活用し、組織的に判断することが求められる。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学級担任、生徒指導主事、養護教諭等全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1)「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート(「教育活動診断票」、「(各)学期行事・学校教育について」)を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で、「学校いじめ防止基本方針」について周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・学期に2回以上行う生活アンケート(いじめアンケート)や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。特に、何気ない行為が児童の精神的苦痛を伴えば、それはいじめであるという認識を共有する。

- ・1学期中に、いじめに関する教職員向けの現職研修を実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すために、随時、通信文書（おたより）やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。
 - ・「キッズ岡崎こころの電話相談」の周知のため、シールを配付する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、子供たちの人間関係をつくる力やコミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努める。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 保護者は、子供の教育において第一義的責任を有するものであり、子供がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心、規範意識の醸成等に努めることが求められる。
- カ 地域社会は、学校・家庭と連携し、社会全体で子供たちを見守り、育てていく役割を有するものであり、学校、家庭と協働して、子供たちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケート（いじめアンケート）やそれに基づく個人面談を定期的実施（学期に2回以上）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 学校に配置されている心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーや、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 学校は、研修等の充実を図り、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるように、指導力の向上を目指す。
- オ 保護者は、子供がいじめを受けた場合は、子供をいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関と連携して行う。

(3) いじめに対する措置

- ア 教職員、その他の児童からの相談に応じる者および児童の保護者は、児童からいじめに係る相談を受けた場合、またはいじめの疑いがあると思われる時は、当該児童が在籍する学校への通報、その他の適切な措置をとる。
- イ 学校は、いじめの発見・通報を受けたとき、あるいはいじめを受けている疑いがある

と思われるときは、校長は24時間以内に「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置して情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害者児童を徹底して守るとともに、その結果を教育委員会に報告する。

ウ いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせる、再発を防止するため、複数の教職員によって、心理・福祉等の専門的な知識を有する者(スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー)の協力を得ながら、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援といじめを行った児童への教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。

エ いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

オ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置を講ずる。

カ いじめやインターネット上のいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署や法務局等と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。

(4) 令和8年度の取組

i) 昨年度の様子から

重大な事案につながるような問題等は起こらなかった。しかし、児童同士での言葉遣いが時々、度を越えてしまうことがある。

また、2学期に一件、児童が他の児童から本人が嫌がっていることをされたということがあった。休み時間のことであり、学級の間関係は良好だったので、心配な場面だと判断できず、その場にいた教員も児童たち自身による解決を見守った。

ii) 課題を解決するための今年度の取組

児童の言葉遣いについては、これまで同様に指導を進めていく。学級指導や道徳の授業を活用したり、委員会活動で言葉遣いに関するキャンペーンを行ったりするなど、日常生活の中で意識する機会を設ける。

仲のよい児童同士のやり取りや話し合いでも、日頃と違う様子が見られた場合には、気がついた教員が必ず声をかける。また、指導にあたっては複数の教員で対処する。必要であれば、関わる教員でケース会議をもつようにし、早期対処を心がける。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。市教委内に設置されている「いじめ対応支援チーム」の助言を求める。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて心理・福祉等の専門的な知識を有する者を加えるなどして対応する。起こった事実やその対応について、必ず記録を残す。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組は、PDCAサイクル(Plan → Do → Check → Action)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

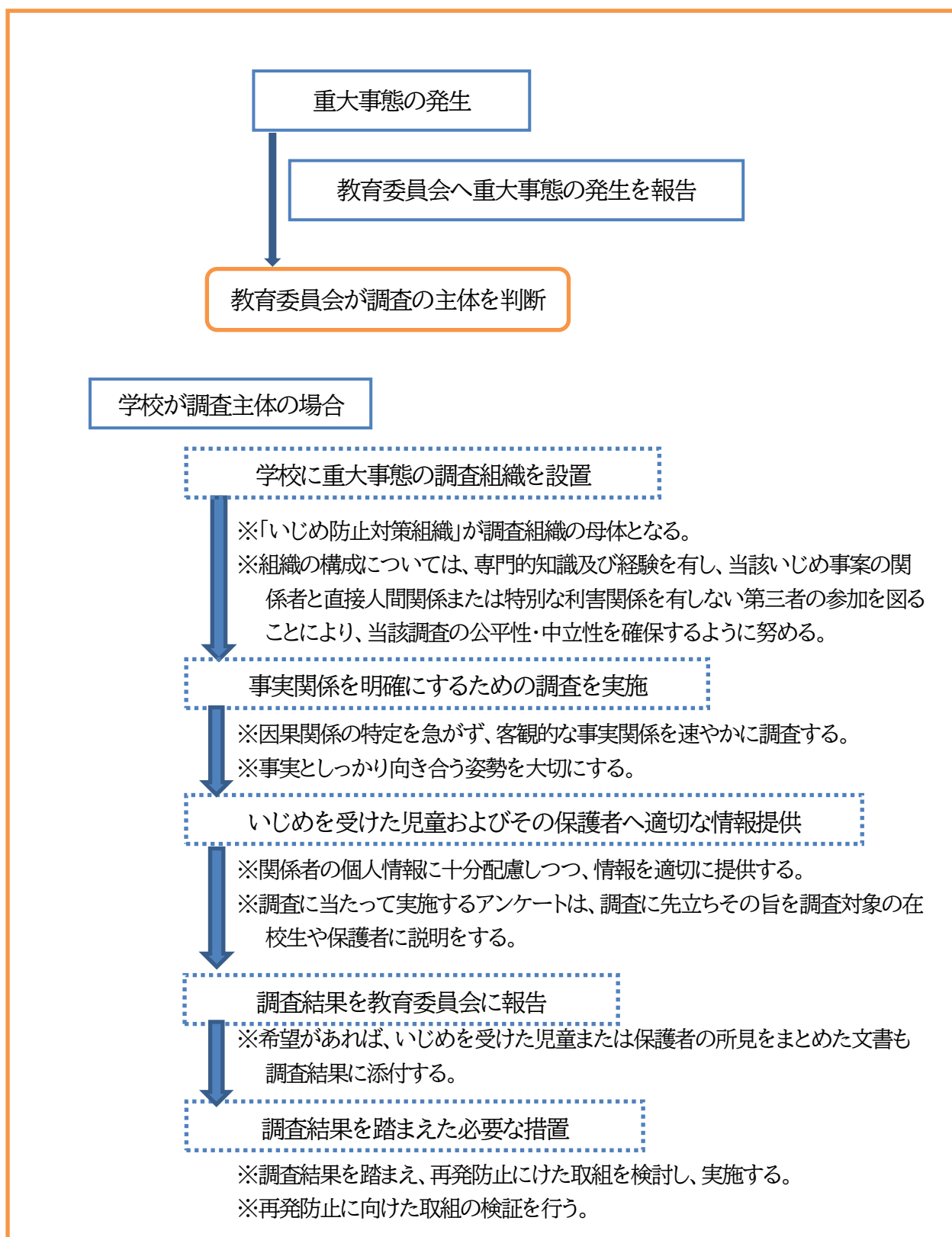
(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価および保護者への学校評価アン

ケートを年に3回実施(7月、12月、2月)し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1)学校評価の評価項目の中に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組の実施状況について位置付けるとともに、学校評価における目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。
- (2)いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める
- (3)「学校いじめ防止基本方針」は、年度当初に保護者へ知らせていく。
- (4)長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (5)基本方針の改正 令和2年4月に一部を改正する。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「いじめ・長期欠席 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連 携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D	○今年度重点目標、手だての 検討・確認 ○「学校いじめ防止基本方針」 の内容の確認 ○いじめ・長期欠席対策委員 会(毎週実施)	○保健指導・道徳の授業 (命の大切さ) ○相談室やSCの児童、保護者 への周知 ○学年(学級)開き ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童、 保護者への周知 ○身体測定 ○現職研修「SOS の出し 方・受け止め方教育」	○「学校いじめ防止基本 方針」の説明 ○学校運営協議会 (学校経営方針の承認)
5月		○運動会(集団活動) ○田植え(いのち)	○生活アンケート ○WEBQU の活用	○田植え ○運動会	
6月		○現職研修「子どもの社会」	○情報モラル指導(ネットモラ ル) ○山の学習(集団活動) ○車いすバスケットボール体 験(多様性の理解)	○OSCによる相談	○学校参観 ○学校保健委員会
7月		○いじめ・長期欠席対策委員 会 ○全教職員による取組評価の 実施→検証	○保健指導(命の大切さ) ○道徳の授業「SOS の出し 方・受け止め方教育」	○生活アンケート	○個人懇談会 ○学校参観 ○恵田小を語る会
8月		○中間評価→検証			○子ども会活動
9月			○ブドウ初狩り(いのち) ○稲刈り(いのち) ○社会見学(集団活動)	○身体測定	○ブドウ狩り ○敬老会 ○稲刈り
10月			○修学旅行(集団活動)	○生活アンケート	
11月		○いじめ・長期欠席対策委員 会	○収穫感謝祭 (いのち、異年齢交流)	○OSCによる観察 ○WEBQU の活用	○落ち葉スキー開場式 ○収穫感謝祭
12月		○全教職員による取組評価の 実施 →検証	○人権週間(集会) ○赤い羽根募金活動 ○わくわくプロジェクト (主体的な学び・情報発信) ○岡崎聾学校との交流 (多様性の理解)	○生活アンケート ○児童評価アンケート	○学校参観 ○恵田小を語る会 ○個人懇談会 ○保護者への学校評価 アンケート
1月		○全教職員による自己評価お よび評価アンケート	○学会会(ゆたかな心)	○身体測定	○ファミリーワーク ○保護者への学校評価 アンケート結果 ○学校参観
2月		○いじめ・長期欠席対策委員 会	○感謝する会	○生活アンケート	○感謝する会 ○学校運営協議会(教育 アンケートの分析)
3月		○学校運営協議会委員の意見 等をふまえ、「基本方針」の 見直し	○卒業を祝う会		
通年	○校内のいじめに関する情報 収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実 読み聞かせ、がんばりノート	○健康観察の実施 ○OSCによる相談 ○生活ノート	○生涯学習講座との連 携	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。